

土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文						新条文								
編	章	節	条	項	項以下 編章節条 (項目見出し)	現行条文	編	章	節	条	項	項以下 編章節条 (項目見出し)	新条文	改定理由
1	1	1	20	6		修補期間 修補の完了が確認された場合は、その指示の日から修補完了の確認の日までの期間は、契約書第31条第2項に規定する期間に含めないものとする	1	1	1	20	6		修補期間 修補の完了が確認された場合は、その指示の日から修補完了の確認の日までの期間は、契約書第32条第2項に規定する期間に含めないものとする	北九州市工事請負契約約款の一部改正のため
1	1	1	21	1	1	一部完成検査 契約書第38条に規定する「指定部分」が完成した場合には、契約書第31条の規定を準用して一部完成検査を行うものとする。この場合において、「工事」とあるのは「指定部分にかかる工事」、「検査」とあるのは「一部完成検査」とそれぞれ読み替えるものとする	1	1	1	21	1	1	一部完成検査 契約書第39条に規定する「指定部分」が完成した場合には、契約書第32条の規定を準用して一部完成検査を行うものとする。この場合において、「工事」とあるのは「指定部分にかかる工事」、「検査」とあるのは「一部完成検査」とそれぞれ読み替えるものとする	北九州市工事請負契約約款の一部改正のため
1	1	1	21	1	2	出来形検査 出来形検査は、契約書第37条に基づいて、工事の出来形を確認するための検査であり、契約書第31条の検査の規定を準用して行うものとする。	1	1	1	21	1	2	出来形検査 出来形検査は、契約書第38条に基づいて、工事の出来形を確認するための検査であり、契約書第32条の検査の規定を準用して行うものとする。	北九州市工事請負契約約款の一部改正のため
1	1	1	22	2		監督員による検査 受注者は、発注者が契約書第33条の規定に基づく当該工事に係る部分使用を行う場合には、工事検査要綱第3条第4項に基づく中間技術検査または工事担当係長及び監督員による品質及び出来形等の検査（確認を含む）を受けるものとする	1	1	1	22	2		監督員による検査 受注者は、発注者が契約書第34条の規定に基づく当該工事に係る部分使用を行う場合には、工事検査要綱第3条第4項に基づく中間技術検査または工事担当係長及び監督員による品質及び出来形等の検査（確認を含む）を受けるものとする	北九州市工事請負契約約款の一部改正のため
1	1	1	32	1		一般事項 受注者は、工事事業搬路として、公衆に供する道路を使用する時は、積載物の落下等により、路面を損傷し、あるいは汚損することのないようにするとともに、特に第三者に工事公害による損害を与えないようにしなければならない。なお、第三者に工事公害による損害を及ぼした場合は、契約書第28条によって処置するものとする	1	1	1	32	1		一般事項 受注者は、工事事業搬路として、公衆に供する道路を使用する時は、積載物の落下等により、路面を損傷し、あるいは汚損することのないようにするとともに、特に第三者に工事公害による損害を与えないようにしなければならない。なお、第三者に工事公害による損害を及ぼした場合は、契約書第29条によって処置するものとする	北九州市工事請負契約約款の一部改正のため
1	1	1	33			施設管理 受注者は、工事現場における公物（各種公益企業施設を含む。）または部分使用施設（契約書第33条の適用部分）について、施工管理上、契約図書における規定の履行を以っても不都合が生ずるおそれがある場合には、その処置について監督員と協議できる。なお、当該協議事項は、契約書第9条の規定に基づき処理されるものとする	1	1	1	33			施設管理 受注者は、工事現場における公物（各種公益企業施設を含む。）または部分使用施設（契約書第34条の適用部分）について、施工管理上、契約図書における規定の履行を以っても不都合が生ずるおそれがある場合には、その処置について監督員と協議できる。なお、当該協議事項は、契約書第9条の規定に基づき処理されるものとする	北九州市工事請負契約約款の一部改正のため

土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文							新条文								
編	章	節	条	項	項以下	編章節条項 項目見出し	編	章	節	条	項	項以下	編章節条 項目見出し	新条文	改定理由
1	1	1	38	1		工事災害の報告 受注者は、災害発生後直ちに被害の詳細な状況を把握し、当該被害が契約書第29条の規定の適用を受けると思われる場合には、直ちに工事災害通知書を監督員を通じて発注者に通知しなければならない。	1	1	1	38	1		工事災害の報告 受注者は、災害発生後直ちに被害の詳細な状況を把握し、当該被害が契約書第30条の規定の適用を受けると思われる場合には、直ちに工事災害通知書を監督員を通じて発注者に通知しなければならない。	北九州市工事請負契約約款の一部改正のため	
1	1	1	38	2		設計図書で定めた基準 契約書第29条第1項に規定する「設計図書で定めたもの」とは、以下の各号に掲げるものをいう	1	1	1	38	2		設計図書で定めた基準 契約書第30条第1項に規定する「設計図書で定めたもの」とは、以下の各号に掲げるものをいう	北九州市工事請負契約約款の一部改正のため	
1	1	1	38	3		その他 契約書第29条第2項に規定する「受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの」とは、設計図書及び契約書第26条に規定する予防措置を行ったと認められないもの及び災害の一因が施工不良等受注者の責によるとされるものをいう	1	1	1	38	3		その他 契約書第30条第2項に規定する「受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの」とは、設計図書及び契約書第27条に規定する予防措置を行ったと認められないもの及び災害の一因が施工不良等受注者の責によるとされるものをいう	北九州市工事請負契約約款の一部改正のため	
3	1	1	5	5		遵守義務 5. 遵守義務 受注者は、契約書第9条第2項第3号、第13条第2項または第14条第1項もしくは同条第2項の規定に基づき、監督員の立会を受け、材料の確認を受けた場合にあっても、契約書第17条及び第31条に規定する義務を免れないものとする	3	1	1	5	5		遵守義務 5. 遵守義務 受注者は、契約書第9条第2項第3号、第13条第2項または第14条第1項もしくは同条第2項の規定に基づき、監督員の立会を受け、材料の確認を受けた場合にあっても、契約書第17条及び第32条に規定する義務を免れないものとする	北九州市工事請負契約約款の一部改正のため	
3	1	1	14			別表1－2提出書類 完成（一部完成・出来形・中間技術）届 契約書第31, 33, 37, 38	3	1	1	14			別表1－2提出書類 完成（一部完成・出来形・中間技術）届 契約書第32, 34, 38, 39	北九州市工事請負契約約款の一部改正のため	